

静県薬第481号
令和4年10月7日

各地域薬剤師会会長 様

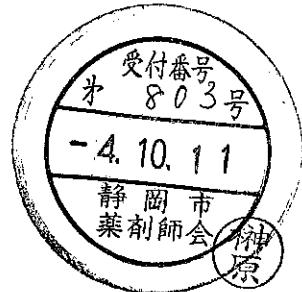
公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 石川幸伸

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行
規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和4年10月5日付け日薬情発第107号）
のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp



(写)

日薬情発第107号
令和4年10月5日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行
規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局長及び厚生労働省大臣官房医薬産業振
興・医療情報審議官より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。
会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

静岡県薬剤師会
4.10.-5
第159号
受付

薬生発 0930 第 7 号
産情発 0930 第 5 号
令和 4 年 9 月 30 日

別記団体の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記につきまして、別紙のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長、地方厚生(支)局長及び認定臨床研究審査委員会設置者宛に通知いたしましたので、御了知の上、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記)

医療機器業公正取引協議会
医療用医薬品製造販売業公正取引協議会
一般社団法人 国立大学附属病院長会議
一般社団法人 再生医療イノベーションフォーラム
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 日本C R O協会
一般社団法人 日本医療機器テクノロジー協会
一般社団法人 日本医療機器産業連合会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本形成外科学会
一般社団法人 日本血液学会
一般社団法人 日本作業療法士協会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本先進医療医師会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
一般社団法人 日本臨床検査薬協会
一般社団法人 米国医療機器・IVD工業会(AMDD)
一般社団法人 欧州製薬団体連合会(E F P I A)
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会(E B C)
経済産業省商務情報政策局生物化学産業課
公益社団法人 日本歯科衛生士会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 全国柔道整復学校協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会
公益社団法人 東洋療法学校協会
公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本口腔インプラント学会
公益社団法人 日本口腔外科学会
公益社団法人 日本産科婦人科学会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本歯科技工士会

公益社団法人 日本柔道整復師会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 日本診療放射線技師会
公益社団法人 日本整形外科学会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 日本皮膚科学会
公益社団法人 日本美容医療協会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本理学療法士協会
公益社団法人 日本臨床工学技士会
公益社団法人 日本鍼灸師会
国家公務員共済組合連合会
国立医薬品食品衛生研究所
国立感染症研究所
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
国立社会保障・人口問題研究所
国立障害者リハビリテーションセンター
国立保健医療科学院
社会福祉法人 恩賜財団済生会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
全国厚生農業協同組合連合会
特定非営利活動法人 日本口腔科学会
特定非営利活動法人 日本歯周病学会
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
日本SMO協会
日本医学会
日本歯科医学会
日本製薬工業協会

日本製薬団体連合会

日本赤十字社

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

文部科学省高等教育局医学教育課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室

米国研究製薬工業協会（Ph RMA）

防衛省人事教育局衛生官

別 紙

薬生発 0930 第 3 号
産情発 0930 第 1 号
令和 4 年 9 月 30 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 140 号。以下「改正省
令」という。）が公布及び施行されます。

改正省令の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係
機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

記

第 1 改正の趣旨

臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）第 2 条第 1 項の規定により、臨床研究は「医薬
品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする
研究」と定義されているが、同項の規定により、当該研究のうち、医薬品、医療機器等
の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬
機法」という。）第 80 条の 2 第 2 項に規定する治験に該当するものその他厚生労働省令
で定めるものは臨床研究法上の臨床研究から除外されている。

このため、製造販売後臨床試験のうち、使用成績評価並びに再審査及び再評価（以下
単に「再審査・再評価等」という。）に係るものについては、臨床研究法施行規則（平

成 30 年厚生労働省令第 17 号) 第 2 条第 3 号から第 5 号までの規定により、臨床研究法上の臨床研究から除外されており、これに含まれない再審査・再評価等に係る製造販売後臨床試験以外の製造販売後臨床試験については、臨床研究法の対象となっている。

今般、厚生科学審議会臨床研究部会において令和 4 年 6 月 3 日に公表された「臨床研究法施行 5 年後の見直しに係る検討のとりまとめ」において、「再審査・再評価に係る製造販売後臨床試験以外の製造販売後臨床試験については、臨床研究法の対象とはせず、企業が「試験の計画・運営の責任を負うべき者」となる場合には、薬機法下で別途適切な基準に準拠して実施することができるよう、必要な見直しを行うべきである」とされたことを踏まえ、関係省令について所要の改正を行うものである。

第 2 改正の内容

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「薬機法施行規則」という。）の一部改正

医薬品の製造販売業者が薬機法施行規則第 14 条第 1 項に規定する医療用医薬品（体外診断用医薬品及び専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品であって皮膚に貼り付けられるものを除く。）について行う製造販売後臨床試験（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 171 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造販売後臨床試験をいう。以下「医薬品の製造販売後臨床試験」という。）の実施に当たり遵守すべき事項として、新たに次に掲げる事項を規定する。

- ・ 医薬品の製造販売後臨床試験の実施に関する医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令で定める基準に適合すること。
- ・ 医薬品の製造販売後臨床試験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他医薬品の製造販売後臨床試験の実施の透明性の確保及び国民の医薬品の製造販売後臨床試験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表すること。
(これを変更したときも、同様とする。)
- ・ 医薬品の製造販売後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として、医薬品の製造販売後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から 1 年以内にその結果の概要を作成し、公表すること。

医療機器の製造販売業者が薬機法第 23 条の 2 の 5 第 1 項に規定する医療機器について行う製造販売後臨床試験（医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 38 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造販売後臨床試験をいう。）の実施に当たり遵守すべき事項及び再生医療等製品の製造販売業者が再生医療等製品について行う製造販売後臨床試験（再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 90 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造販売後臨床試験をいう。）の実施に当たり遵守すべき事項として、新たに上記と同様の事項をそれぞれ規定する。

2 臨床研究法施行規則の一部改正

臨床研究法施行規則第2条第3号から第5号までに掲げる製造販売後調査等に、再審査・再評価等に係る製造販売後調査等以外の製造販売後調査等を追加し、臨床研究法上の臨床研究の対象外となる製造販売後調査等の範囲を拡大する。

第3 施行期日

公布の日（令和4年9月30日）から施行する。

第4 経過措置

医薬品の製造販売業者、医療機器の製造販売業者又は再生医療等製品の製造販売業者が、改正省令による改正前の臨床研究法施行規則第2条第3号から第5号までに掲げる製造販売後調査等（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第2条第1項第3号、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第2条第1項第3号及び再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第2条第1項第3号に掲げるものに限る。）を実施する場合は、改正省令による改正後の薬機法施行規則第93条第2号及び第3号、第114条の54の2第2号及び第3号並びに第137条の55の2第2号及び第3号の規定は、令和5年9月30日までは、適用しない。

薬生発 0930 第 4 号
産情発 0930 第 2 号
令和 4 年 9 月 30 日

各 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 140 号。以下「改正省
令」という。）が公布及び施行されます。

改正省令の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係
機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

記

第 1 改正の趣旨

臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）第 2 条第 1 項の規定により、臨床研究は「医薬
品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする
研究」と定義されているが、同項の規定により、当該研究のうち、医薬品、医療機器等
の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬
機法」という。）第 80 条の 2 第 2 項に規定する治験に該当するものその他厚生労働省令
で定めるものは臨床研究法上の臨床研究から除外されている。

このため、製造販売後臨床試験のうち、使用成績評価並びに再審査及び再評価（以下
単に「再審査・再評価等」という。）に係るものについては、臨床研究法施行規則（平
成 30 年厚生労働省令第 17 号）第 2 条第 3 号から第 5 号までの規定により、臨床研究法
上の臨床研究から除外されており、これに含まれない再審査・再評価等に係る製造販売

後臨床試験以外の製造販売後臨床試験については、臨床研究法の対象となっている。

今般、厚生科学審議会臨床研究部会において令和4年6月3日に公表された「臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」において、「再審査・再評価に係る製造販売後臨床試験以外の製造販売後臨床試験については、臨床研究法の対象とはせず、企業が「試験の計画・運営の責任を負うべき者」となる場合には、薬機法下で別途適切な基準に準拠して実施することができるよう、必要な見直しを行うべきである」とされたことを踏まえ、関係省令について所要の改正を行うものである。

第2 改正の内容

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「薬機法施行規則」という。）の一部改正

医薬品の製造販売業者が薬機法施行規則第14条第1項に規定する医療用医薬品（体外診断用医薬品及び専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって皮膚に貼り付けられるものを除く。）について行う製造販売後臨床試験（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第171号）第2条第1項第3号に規定する製造販売後臨床試験をいう。以下「医薬品の製造販売後臨床試験」という。）の実施に当たり遵守すべき事項として、新たに次に掲げる事項を規定する。

- ・ 医薬品の製造販売後臨床試験の実施に関する医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令で定める基準に適合すること。
- ・ 医薬品の製造販売後臨床試験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他医薬品の製造販売後臨床試験の実施の透明性の確保及び国民の医薬品の製造販売後臨床試験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表すること。
(これを変更したときも、同様とする。)
- ・ 医薬品の製造販売後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として、医薬品の製造販売後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から1年以内にその結果の概要を作成し、公表すること。

医療機器の製造販売業者が薬機法第23条の2の5第1項に規定する医療機器について行う製造販売後臨床試験（医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第38号）第2条第1項第3号に規定する製造販売後臨床試験をいう。）の実施に当たり遵守すべき事項及び再生医療等製品の製造販売業者が再生医療等製品について行う製造販売後臨床試験（再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第90号）第2条第1項第3号に規定する製造販売後臨床試験をいう。）の実施に当たり遵守すべき事項として、新たに上記と同様の事項をそれぞれ規定する。

2 臨床研究法施行規則の一部改正

臨床研究法施行規則第2条第3号から第5号までに掲げる製造販売後調査等に、再審

査・再評価等に係る製造販売後調査等以外の製造販売後調査等を追加し、臨床研究法上の臨床研究の対象外となる製造販売後調査等の範囲を拡大する。

第3 施行期日

公布の日（令和4年9月30日）から施行する。

第4 経過措置

医薬品の製造販売業者、医療機器の製造販売業者又は再生医療等製品の製造販売業者が、改正省令による改正前の臨床研究法施行規則第2条第3号から第5号までに掲げる製造販売後調査等（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第2条第1項第3号、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第2条第1項第3号及び再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第2条第1項第3号に掲げるものに限る。）を実施する場合は、改正省令による改正後の薬機法施行規則第93条第2号及び第3号、第114条の54の2第2号及び第3号並びに第137条の55の2第2号及び第3号の規定は、令和5年9月30日までは、適用しない。

薬生発 0930 第 5 号
産情発 0930 第 3 号
令和 4 年 9 月 30 日

各 認定臨床研究審査委員会設置者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 140 号。以下「改正省
令」という。）が公布及び施行されます。

改正省令の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、その実施に遺漏
なきよう御配慮願います。

記

第 1 改正の趣旨

臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）第 2 条第 1 項の規定により、臨床研究は「医薬
品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする
研究」と定義されているが、同項の規定により、当該研究のうち、医薬品、医療機器等
の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬
機法」という。）第 80 条の 2 第 2 項に規定する治験に該当するものその他厚生労働省令
で定めるものは臨床研究法上の臨床研究から除外されている。

このため、製造販売後臨床試験のうち、使用成績評価並びに再審査及び再評価（以下
単に「再審査・再評価等」という。）に係るものについては、臨床研究法施行規則（平
成 30 年厚生労働省令第 17 号）第 2 条第 3 号から第 5 号までの規定により、臨床研究法
上の臨床研究から除外されており、これに含まれない再審査・再評価等に係る製造販売

後臨床試験以外の製造販売後臨床試験については、臨床研究法の対象となっている。

今般、厚生科学審議会臨床研究部会において令和4年6月3日に公表された「臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」において、「再審査・再評価に係る製造販売後臨床試験以外の製造販売後臨床試験については、臨床研究法の対象とはせず、企業が「試験の計画・運営の責任を負うべき者」となる場合には、薬機法下で別途適切な基準に準拠して実施することができるよう、必要な見直しを行うべきである」とされたことを踏まえ、関係省令について所要の改正を行うものである。

第2 改正の内容

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「薬機法施行規則」という。）の一部改正

医薬品の製造販売業者が薬機法施行規則第14条第1項に規定する医療用医薬品（体外診断用医薬品及び専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品であって皮膚に貼り付けられるものを除く。）について行う製造販売後臨床試験（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第171号）第2条第1項第3号に規定する製造販売後臨床試験をいう。以下「医薬品の製造販売後臨床試験」という。）の実施に当たり遵守すべき事項として、新たに次に掲げる事項を規定する。

- ・ 医薬品の製造販売後臨床試験の実施に関する医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令で定める基準に適合すること。
- ・ 医薬品の製造販売後臨床試験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他医薬品の製造販売後臨床試験の実施の透明性の確保及び国民の医薬品の製造販売後臨床試験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表すること。（これを変更したときも、同様とする。）
- ・ 医薬品の製造販売後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として、医薬品の製造販売後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から1年以内にその結果の概要を作成し、公表すること。

医療機器の製造販売業者が薬機法第23条の2の5第1項に規定する医療機器について行う製造販売後臨床試験（医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第38号）第2条第1項第3号に規定する製造販売後臨床試験をいう。）の実施に当たり遵守すべき事項及び再生医療等製品の製造販売業者が再生医療等製品について行う製造販売後臨床試験（再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第90号）第2条第1項第3号に規定する製造販売後臨床試験をいう。）の実施に当たり遵守すべき事項として、新たに上記と同様の事項をそれぞれ規定する。

2 臨床研究法施行規則の一部改正

臨床研究法施行規則第2条第3号から第5号までに掲げる製造販売後調査等に、再審

査・再評価等に係る製造販売後調査等以外の製造販売後調査等を追加し、臨床研究法上の臨床研究の対象外となる製造販売後調査等の範囲を拡大する。

第3 施行期日

公布の日（令和4年9月30日）から施行する。

第4 経過措置

医薬品の製造販売業者、医療機器の製造販売業者又は再生医療等製品の製造販売業者が、改正省令による改正前の臨床研究法施行規則第2条第3号から第5号までに掲げる製造販売後調査等（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第2条第1項第3号、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第2条第1項第3号及び再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第2条第1項第3号に掲げるものに限る。）を実施する場合は、改正省令による改正後の薬機法施行規則第93条第2号及び第3号、第114条の54の2第2号及び第3号並びに第137条の55の2第2号及び第3号の規定は、令和5年9月30日までは、適用しない。

		改 正 後	改 正 前	厚生労働大臣 加藤 稔信 厚生労働省令第百四十四号 ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十八条第一項、第二十三条の二の十五第一項及び第二十三条の三十五第一項並びに臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第二条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
		改 正 後	改 正 前	（傍線部分は改正部分）
	（医薬品の製造販売後臨床試験の製造販売業者の遵守事項）			
	第九十三条 医薬品の製造販売業者が、第十四条第一項に規定する医療用医薬品（体外診断用医薬品及び専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて皮膚に貼り付けられるものを除く）について行う製造販売後臨床試験（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第二条第一項第三号に規定する製造販売後臨床試験をいう。以下この条において「医薬品の製造販売後臨床試験」という）の実施に当たり遵守すべき事項は、次のとおりとする。			
一	医薬品の製造販売後臨床試験の実施に関する医薬品の製造販売後臨床試験を実施するに当たる世界保健機関が公表を求める事項その他医薬品の製造販売後臨床試験の実施の透明性の確保及び国民の医薬品の製造販売後臨床試験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表するといふ。これを見直したときも、同様とする。			
二	医薬品の製造販売後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として、医薬品の製造販売後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から一年以内にその結果の概要を作成し、公表する」とし。			

